

## 農地の権利移動に係る下限面積の廃止について

(農地法第3条許可関係)

**農地取得や貸借する際の下限面積要件を廃止しました。**

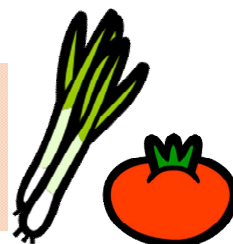


★農地法第3条により、農地の権利移動の許可を得るためには、許可後の権利取得者の耕作面積が下限面積以上になることを要件の1つとしており、指宿市では、市内全域を30アール(3反)と設定していました。

設定区域	設定面積
指宿市全域	30アール(3反)



★令和5年4月1日に改正農地法が施行され、下限面積要件が廃止されることに伴い、農業委員会で設定していました下限面積(別段面積)も廃止されました。



設定区域	設定面積
指宿市全域	廃止



★今後は、耕作面積の大小に関わらず、農地の権利取得が可能となります。ただし、**下限面積以外の、農地の権利取得に必要な要件については継続となります。**以下の要件をご確認ください。

項目	内容
全部効率利用要件	労力・農機具等を勘案して、取得後耕作等に供すべき全ての農地等を効率的に利用すること。
常時従事要件	申請者または世帯員等が農作業に概ね150日以上従事すること。(耕作のために必要な農作業に従事すること。)
調和要件	申請農地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

## 住宅に付随した農地の所有権移転の特例



農地を取得するためには、農家でないと許可が下りませんが、指宿市では、住宅に付随した農地であれば、以下の書類(①②③)を提出することで、農家以外の方でも所有権移転が出来るような特例を設けました。

ただし、農用地区域内農地と第1種農地は、対象外です。

①農地法第3条許可申請書一式

②申請人が、住宅に居住することが確認できる書類  
・名義が確認できるもの(売買契約書の写しなど)

③取得した農地を1年以上継続して耕作する旨の誓約書



### 注意！ 農作物の盗難にご用心！

- ★できるだけ1日に1回は畑周辺の見回りをする。
- ★収穫後の農作物や道具は、畑等に放置せず持ち帰る。
- ★ネットや柵を設置し、「立入禁止」等の看板を立てる等、侵入しにくい環境を作る。
- ★防犯カメラやセンサーライト等を設置する。
- ★不審者や不審車両を見かけた場合は、速やかに警察に通報する。



### 農用地あっせん情報 令和5年3月24日委員会承認

所 在	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	希望内容
	登記	現況		
山川福元字無瀬中原	畑	畑	928	売渡
山川大山字平原平	畑	畑	1,164	売渡
山川岡児ケ水字桃木迫	畑	畑	636	売渡
開闢十町字小城	畑	畑	447	売渡
開闢十町字小城	畑	畑	1,201	売渡
開闢十町字霧島	田	田	1,013	売渡
西方字九玉原	畑	畑	811	貸付
東方字追口	畑	畑	2,676	貸付
東方字追口	畑	畑	418	貸付
東方字追口	畑	畑	3,745	貸付
西方(宮ヶ浜地区 畑かん希望)	希望地目: 畑		2,000	借受
東方(玉利地区 畑かん希望)	希望地目: 畑		2,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724